

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和6年9月2日
近江八幡市産業経済部商工振興課

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 証明書の交付対象者について

特定創業支援等事業により支援を受けた次の①～③に該当する者が証明書の交付対象となります。

①創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

②創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人事業主又は法人の代業者

③個人事業主として事業を開始した後に、法人成りした法人の代表者であり、かつ事業を開始してから5年を経過していない者

【注意事項】

- 令和6年9月2日付けで新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法の一部を改正する法律の施行及び産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令が公布・施行されたことに伴い、証明書発行対象に産業競争力強化法第2条第31項（旧第29項）第4号が追加（交付対象者が拡大）されたことから、令和6年9月2日から、申請時点ですでに法人の代表者として事業を開始されている創業5年未満の方についても、証明書の交付対象となります。
- 法人設立前に個人事業主として活動していた法人の代表者（法人成りした者）は、個人事業主としての開業日から5年を経過していないければ、証明書の交付対象となります。
- 2社目以降の創業となる方（すでに経営している会社等を継続し、新たに会社等を立ち上げる方）、事業承継した方については、事業開始前であっても申請対象外です。

2. 特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる事業について

【証明書活用例早見表】

| | (1)会社設立時の登録免許税の減免 | (2)創業関連保証の特例 | (3)日本政策金融公庫新規開業支援資金 |
|------------|-------------------|--------------|---------------------|
| 創業を行おうとする方 | ○ | ○ | ○ |
| 個人事業主 | ○ | ○ | ○ |
| 法人の代表者 | × | × | ○ |

事業の詳細は下記の（1）～（3）をご確認ください。

（1）会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- ①創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

②特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

③本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

（2）創業関連保証の特例について

①無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

②本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

（3）日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

①特定創業支援等事業により創業を行おうとする者又は創業を行った者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

②本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

【注意事項】

- 令和6年3月31日をもって、当証明書の交付を受けた創業者への支援の「日本政策金融公庫『新創業融資制度』の自己資金要件充足」が廃止となりました。これまで当証明書の使用をもって、創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者の方を対象に、日本政策金融公庫の新事業融資制度の自己資金要件（創業資金総額の10分の1以上）を充足したものとして利用できることとされていましたが、令和6年4月1日より新事業融資制度の適用なく、無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただくことができます。その他、ご不明な点等については日本政策金融公庫へお問い合わせください。

3. 証明書の有効期限について

次の①②③のうち一番早い日付となります。

①認定創業支援等事業計画の計画期間終了日（市ホームページをご確認ください）

②令和9年3月31日

③創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過しない日